

令和 2 年 度

( 2 0 2 0 年 度 )

高崎市健全化判断比率等の  
審 査 意 見 書

高 崎 市 監 査 委 員



第135-1号  
令和3年8月27日

高崎市長 富岡賢治様

高崎市監査委員 小泉貴代子  
同 折田慶太  
同 大竹隆一  
同 柄沢高男

令和2年度高崎市健全化判断比率等の審査意見について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

# 令和2年度高崎市健全化判断比率等の審査意見書

## 第1 審査の対象

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

### 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和3年7月5日から8月6日まで

## 第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかどうかを審査するとともに、計数の正否を確認した。

なお、審査にあたり、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

## 第4 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概況は、次表のとおりである。

【表1 健全化判断比率】

(単位：%)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.9	5.5	△ 0.6	25.0	35.0
将来負担比率	40.2	47.6	△ 7.4	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」表示は、それぞれ赤字額がないことを示している。

【表2 資金不足比率】

(単位：%)

会計名	2年度	元年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	—	
牛伏ドリームセンター事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

(注) 「—」表示は、資金不足額がないことを示している。

なお、各比率の状況については、次に記述するとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

令和2年度一般会計及び特別会計決算並びに公営企業会計決算に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の行政事務本体における赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度の実質収支が黒字のため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表3 実質赤字額等の状況】

(単位：千円)

区 分	2年度	元年度
実質赤字額・黒字額	△4,620,974	△3,674,304
標準財政規模	84,817,954	82,933,122
実質赤字比率	—	—

(注) ・「実質赤字額・黒字額」が正数の場合には実質赤字額を、負数の場合には実質黒字額を示す。

・「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

$$\text{《算式》} \quad \text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度全ての会計について、実質収支が黒字のため、また、資金不足が発生していないため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表4 連結実質赤字額等の状況】

(単位：千円)

会計区分	実質赤字額・黒字額又は資金不足額・剰余額		
	2年度	元年度	
一般会計等	△4,620,974	△3,674,304	
国民健康保険事業	△735,079	△608,547	
介護保険	△477,266	△341,365	
後期高齢者医療	△45,454	△138,006	
駐車場事業	—	0	
公 営 企 業	水道事業	△6,684,013	△6,308,437
	公共下水道事業	△7,357,294	△7,077,444
	牛伏ドリームセンター事業	△14,068	△13,310
	農業集落排水事業	△1,914	△1,696
連結実質赤字額・黒字額	△19,936,062	△18,163,109	
標準財政規模	84,817,954	82,933,122	
連結実質赤字比率	—	—	

(注) ・「実質赤字額・黒字額又は資金不足額・剰余額」が正数の場合には実質赤字額又は資金不足額を、負数の場合には実質黒字額又は資金剰余額を示す。また、各会計の合計数値である「連結実質赤字額・黒字額」も同様である。

・「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものである。

当年度の当該比率は4.9%であり、前年度に比べ0.6ポイント改善されている。また、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表5 元利償還金等の状況】

(単位：千円、%)

区 分		30年度	元年度	2年度
元利償還金	A	13,629,023	13,601,164	13,702,144
準元利償還金	B	2,598,007	2,419,772	2,143,297
特定財源	C	1,617,773	1,522,822	1,855,686
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	10,684,993	10,659,479	10,901,574
標準財政規模	E	82,656,615	82,933,122	84,817,954
単年度実質公債費比率		5.45252	5.31125	4.17794
実質公債費比率		5.8	5.5	4.9

(注) 「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

(地方債の元利償還金(A)＋準元利償還金(B))

－(特定財源(C)＋元利償還金・準元利償還金に  
係る基準財政需要額算入額(D))

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{元利償還金(A) + 準元利償還金(B) - (特定財源(C) + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D))}{\text{標準財政規模(E) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D))}} \times 100$$

(過去3年間の平均)

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務の大きさを指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものである。なお、将来の財政悪化の可能性の程度を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。

当年度の当該比率は40.2%であり、前年度に比べ7.4ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表6 将来負担額等の状況】

(単位：千円、%)

区 分		2年度	元年度
将来負担額	A	187,646,436	193,446,608
充当可能基金額	B	18,419,822	17,078,291
充当可能特定歳入	C	18,060,315	16,847,962
地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額	D	121,446,163	125,061,670
標準財政規模	E	84,817,954	82,933,122
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	F	10,901,574	10,659,479
将来負担比率		40.2	47.6

(注) 「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

$$\text{《算式》} \quad \text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額(B)} + \text{充当可能特定歳入(C)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)})} \times 100$$

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足を事業規模である営業収益または営業収益に相当する収入と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度全ての公営企業会計において資金不足が発生していないため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表7 資金不足額等の状況】

(単位：千円)

区 分		2年度	元年度
水道事業	資金不足額・剰余額	△6,684,013	△6,308,437
	事業の規模	6,159,878	6,157,981
公共下水道事業	資金不足額・剰余額	△7,357,294	△7,077,444
	事業の規模	4,891,976	4,927,430
牛伏ドリームセンター事業	資金不足額・剰余額	△14,068	△13,310
	事業の規模	20,190	54,662
農業集落排水事業	資金不足額・剰余額	△1,914	△1,696
	事業の規模	40,466	39,423

(注) 「資金不足額・剰余額」が正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

$$\text{《算式》} \quad \text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

## 第5 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、財政の早期健全化及び公営企業の経営健全化の対象となる基準を下回っており、良好な状態であると認められる。

今後も引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。